

青森公立大学科目等履修生規程

平成21年4月1日
規程第109号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第43条及び青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第45条の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第2条 学長は、青森公立大学(以下「本学」という。)の学生以外の者で、一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育及び研究に支障がない限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学できる者は、本学の学部への入学の場合は高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を、本学の大学院への入学の場合は大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、履修しようとする授業科目を理解できる能力があると学長が認めるものとする。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(履修期間)

第5条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された科目の開講期間とする。

(単位)

第6条 科目等履修生には、履修した科目につき、単位を付与することができる。

(出願書類)

第7条 科目等履修生として出願しようとする者は、所定の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

(入学科等)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(準用)

第9条 本学の学則その他の規定中、学生に関する規定は、科目等履修生に準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。